

需給契約条件

低圧

(九州電力管内 共通)

2022年7月1日実施

小売電気事業者
一般社団法人グリーンコープでんき

一、料金プラン

基本的な料金プランは、次のとおりといたします。

グリーンコープでんき 料金プラン	ファミリープラン（九州電力の従量電灯Bに相当）
	オフィスプラン（九州電力の従量電灯Cに相当）
	低圧電力（九州電力の低圧電力に相当）

二、グリーンコープでんき ファミリープラン

1 適用範囲

この需給契約条件は、低圧で電気の供給を受けて電灯または小型機器を使用する需要家で次のいずれにも該当しかつ一般社団法人グリーンコープでんき（以下「一社）グリーンコープでんき」という）との協議が整った場合に適用いたします。

- (1) 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。
- (2) 1 需要場所において動力を使用する料金プランとあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する料金プランとあわせて契約する場合で、需要家が希望され、かつ、需要家の電気の使用状態、当該エリアの一般送配電事業者（以下、「九州電力」という）の供給設備の状況等から九州電力が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、（1）に該当し、かつ、（2）の契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、九州電力は、需要家の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

2 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

3 契約電流

- (1) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、需要家の申出によって定めます。
- (2) 九州電力は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けます。ただし、需要家において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、電流制限器等を取り付けないことがあります。

4 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1.（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2.（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2.（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2.（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表2.（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3.（離島ユニバーサルサービス調整）イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表3.（離島ユニバーサルサービス調整）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3.（離島ユニバーサルサービス調整）イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表3.（離島ユニバーサルサービス調整）ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 10 アンペア	297円00銭
契約電流 15 アンペア	445円50銭
契約電流 20 アンペア	594円00銭
契約電流 30 アンペア	891円00銭
契約電流 40 アンペア	1,188円00銭

契約電流 50 アンペア	1,485 円 00 銭
契約電流 60 アンペア	1,782 円 00 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1ヶ月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120kWhまでの1 kWhにつき	19 円 60 銭
120kWhをこえ300kWhまでの1 kWhにつき	25 円 66 銭
300kWhをこえる1 kWhにつき	28 円 66 銭

5 電流制限器等の取付け

- (1) 需要場所の電流制限器等は、九州電力の所有とし、九州電力の負担で取り付けます。
- (2) 電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所は需要家から無償で提供していただきます。
- (3) 需要家の希望によって電流制限器等の取付位置を変更する場合（一時的に取り外し、同一箇所へ再度取り付ける場合を含みます。）に、九州電力から一社）グリーンコープでんきが実費を請求された場合は、需要家にその実費を請求します。

6 その他

- (1) この料金プランの適用後1年に満たない場合は、原則として他の料金プランに需給契約を変更することはできません。
- (2) この需給契約条件に定めのない事項については、電気供給約款によるものといたします。

三、グリーンコープでんき オフィスプラン

1 適用範囲

この需給契約条件は、低圧で電気の供給を受けて、電灯又は小型機器を使用する需要家で、次のいずれにも該当し、かつ、一社）グリーンコープでんきとの協議が整った場合に適用いたします。

- (1) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (2) 1 需要場所において動力を使用する料金プランとあわせて契約する場合は、

契約容量と契約電力との合計（この場合，1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし，1 需要場所において動力を使用する料金プランとあわせて契約する場合で，需要家が希望され，かつ，需要家の電気の使用状態，九州電力の供給設備の状況等から九州電力が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは，（1）に該当し，かつ，（2）の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合，九州電力は，需要家の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

2 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または九州電力の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

3 契約容量

- （1）契約容量は，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表4．（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値を参考に1年間を通じての最大負荷を基準といたします。なお，一社）グリーンコープでんきまたは九州電力は，契約主開閉器が制限できる電流を，必要に応じて確認いたします。
- （2）九州電力との電気の需給契約から切り替えられる場合は，電力会社との需給契約の終了時点での契約電力の値を引き継ぐものといたします。
- （3）最大需要電力が（1）および（2）で定めた契約電力を超えた場合は，その最大需要電力を新しい契約電力とします。

4 料金

料金は，基本料金，電力量料金および別表1．（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，電力量料金は，別表2．（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は，別表2．（燃料費調整）

(1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2.(燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表2.(燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3.(離島ユニバーサルサービス調整) イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表3.(離島ユニバーサルサービス調整) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3.(離島ユニバーサルサービス調整) イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表3.(離島ユニバーサルサービス調整) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	297円00銭
-------------------	---------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120kWhまでの1kWhにつき	19円60銭
120kWhをこえ300kWhまでの1kWhにつき	25円66銭
300kWhをこえる1kWhにつき	28円66銭

5 その他

(1) この料金プランの適用後1年に満たない場合は、原則として他の料金プランに需給契約を変更することはできません。

(2) この需給契約条件に定めのない事項については、電気供給条件によるものといたします。

四、グリーンコープでんき 低圧電力

1. 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、一般社団法人グリーンコープでんき(以下「一社)グリーンコープでんき」という)との協議が整った場合に適用いたします。

(1) 契約電力が原則として50キロワット未満であること。

(2) 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、需要者が希望され、かつ、需要者の電気の使用状態、九州電力の供給設備の状況等から九州電力が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(1) に該当し、かつ、(2) の契約電流または契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、九州電力は、需要者の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(3) 年間平均負荷率、もしくは電力使用開始から1年間に満たない場合、使用開始後から現在までの平均負荷率は、10%以下といたします。

ただし収支計算等により、収支が取れると合理的に判断が出来る場合は、この限りではありません。

2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

3. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

4. 契約電力

(1) 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表4.（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値を参考に1年間を通じての最大負荷を基準といたします。なお、(一社)グリーンコープでんきまたは九州電力は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(2) 九州電力との電気の需給契約から切り替えられる場合は、電力会社との需

給契約の終了時点での契約電力の値を引き継ぐものとしたします。

- (3) 最大需要電力が(1)および(2)で定めた契約電力を超えた場合は、その最大需要電力を新しい契約電力とします。

5. 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1.(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、電力量料金は、別表2.(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を下回る場合は、別表2.(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2.(燃料費調整)(1)イによって算定された平均燃料価格が27,400円を上回る場合は、別表2.(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表3.(離島ユニバーサルサービス調整)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を下回る場合は、別表3.(離島ユニバーサルサービス調整)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、別表3.(離島ユニバーサルサービス調整)イによって算定された離島平均燃料価格が52,500円を上回る場合は、別表3.(離島ユニバーサルサービス調整)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものとしたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	9 6 2 円 3 2 銭
---------------	---------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔操作

での検針（以下「遠隔検針」といいます。）により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

1キロワット時につき	夏季料金	19円72銭
	その他季料金	18円03銭

(3) 力率割引および割増し

力率による、基本料金の割引および割増は行いません。

(4) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

6 その他

(1) この料金プランの適用後1年に満たない場合は、原則として他の料金プランに需給契約を変更することはできません。

(2) この需給契約条件に定めのない事項については、電気供給約款によるものといたします。

別表 1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第32条第2項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てます。

別表 2. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。

(a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27,400 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400 円を上回り、かつ41,100 円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が41,100 円を上回る場合

平均燃料価格は、41,100 円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (41,100 - 27,400 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整

単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用するものとし、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から翌年の2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の4月の検針日から翌年の5月の検針日の前日までの期間

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000 円変動した場合の値とし、次のとおり
といたします。

(税込)

1 キロワット時につき	1 3 銭 6 厘
-------------	-----------

別表 3. 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

イ 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円としその端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 52,500円を下回る場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} =$$

$$(52,500\text{円} - \text{離島平均燃料価格}) \times (2)\text{の離島基準単価} \div 1000$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 52,500円を上回り、かつ、78,800円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} =$$

$$(\text{離島平均燃料価格} - 52,500\text{円}) \times (2)\text{の離島基準単価} \div 1000$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 78,800円を上回る場合

離島平均燃料価格は、78,800円といたします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

(78,800円－52,500円) × (2)の離島基準単価 ÷ 1000

ハ 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ)各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、表1のとおりといたします。

ニ 離島ユニバーサルサービス調整額

(イ)従量制供給の場合

離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の離島ユニバーサルサービス調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものにロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して算定いたします。

(2) 離島基準単価

離島基準単価は離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

イ 従量制供給の場合

離島基準単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	3 厘
-------------	-----

別表 4. 契約容量および契約電力の算定方法

「グリーンコープでんき オフィスプラン」の場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧100ボルト

もしくは200ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧は、200ボルトといたします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が、交流単相 3 線式標準電圧200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$